

湖南省新型コロナウイルス感染症基本的対応方針(第 10 版)

令和 2 年 7 月 28 日

湖南省新型コロナウイルス感染症対策本部

令和元年 11 月頃から、中華人民共和国の武漢市を中心に流行しはじめた新型コロナウイルス（ウイルス名：SARS-CoV-2、感染症名：COVID-19）は、令和 2 年に入って世界的に流行（パンデミック）を引き起こすに至った。令和 2 年 7 月 28 日現在、世界の感染者数は 1,640 万人を超え、死亡者も 65 万人を数えている。

わが国においても、令和 2 年 1 月 15 日に最初の感染者が確認された後、東京をはじめとして都市部を中心に感染者が急増、感染経路が不明な感染者も増加したことから、令和 2 年 4 月 7 日には、政府対策本部長である内閣総理大臣により、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。）第 32 条第 1 項に基づく「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」（以下、「緊急事態宣言」という。）がされた。緊急事態宣言の期間は 5 月 6 日まで、対象となる区域は、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県の 7 都府県とされた。

また、4 月 16 日には全国の感染者数が 9,000 人を超え、7 都府県以外の北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府では患者の累積報告数が 100 人以上となり、感染拡大に伴う倍加時間の短期化が認められるとともに、これら以外の道府県においても都市部からの人の移動によるとみられる感染者の集団（クラスター）などによる感染拡大の傾向がみられること、大型連休期間中の人の移動を最小化するための対応をとることが急務であることから、緊急事態措置の対象区域を全国の都道府県に拡大し、期間は 5 月 6 日までとされた。

さらに 5 月 4 日には、全国の新規感染者数が高水準で、引き続き医療提供体制がひっ迫している地域も見られることから、新規感染者数を減少させる取り組みを継続させる必要があるほか、医療提供体制への負担を低減させるため、引き続き全都道府県を緊急事態措置の対象とし、緊急事態措置を実施すべき期間を 5 月 31 日まで延長した。

その後、クルーズ船を除く感染者数は 1 万 6100 人ほどとなったが、国民、医療従事者や保健所職員等の関係者の努力により、取り組みが成果を上げたことから、新規感染者数は減少傾向を示したうえで小康状態となり、5 月 14 日には重点的な対策が必要な北海道、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県の 8 都道府県以外の滋賀県を含む 39 県が緊急事態宣言の区域から解除された。

令和 2 年 5 月 14 日には、その時点での感染状況の変化等について分析・評価を行い、同日、法第 32 条第 3 項に基づき、緊急事態措置を実施すべき区域を北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県とする変更を行った。

令和 2 年 5 月 21 日には、同様に、分析・評価を行い、法第 32 条第 3 項に基づき、緊急

事態措置を実施すべき区域を北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県とする変更を行った。

その後、令和 2 年 5 月 25 日に改めて感染状況の変化等について分析・評価を行い、同日、政府対策本部長は、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められることから、法第 32 条第 5 項に基づき、緊急事態解除宣言を行った。7 月 3 日には、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が廃止されている。

直近の感染状況等については、新規感染者数は全国的に継続して増加傾向にあり、東京都では、接客を伴う飲食店や友人・知人との飲み会などにおいて若年層を中心とした感染者増が続いているが、その他の年代の感染者数も増加傾向にある。入院患者数も増加しており、受け入れ可能病床に対する割合も増加している。

政府は、これまで「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」（第 8 回政府新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「政府緊急対応策第 1 弾」という。）、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策―第 2 弾―」（第 19 回政府新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「政府緊急対応策第 2 弾」という。）、「生活不安に対応するための緊急措置」（第 20 回政府新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「政府緊急措置」という。）を定めてきたが、緊急事態宣言がされたのと同じ日に、「基本的対処方針」（第 27 回政府新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「政府基本的対処方針」という。）を改正するとともに、新たに「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和 2 年 4 月 7 日閣議決定。以下、「政府緊急経済対策」という。）を策定した。以降、「基本的対処方針」は第 28 回、第 29 回、第 33 回、第 34 回、第 35 回および第 36 回政府対策本部で改正され、「政府緊急経済対策」については、4 月 20 日の閣議において見直しを行った。

政府は、追加経済対策等を行うための令和 2 年度政府第二次補正予算を編成し、6 月 12 日に国会（第 201 回）で成立させた。

滋賀県は、4 月 16 日の緊急事態措置を行う区域に指定されたことから、21 日に法第 45 条第 1 項および第 24 条第 9 項に基づき、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための滋賀県における緊急事態措置」（以下、「県緊急事態措置」という。）を決定し、5 月 5 日には、政府の緊急事態措置期間延長を受け、「県緊急事態措置」を修正して発表した。5 月 14 日には緊急事態措置を行う区域を解除され、「コロナとのつき合い方 滋賀プラン」（以下「滋賀プラン」という。）を策定し、5 月 29 日には「滋賀プラン」について見直しを行った。

4 月 15 日には県内で初めての死者を出す一方、23 日からはホテルピアザびわ湖を軽症者受入施設として運用を開始するなど、医療的対応が進められ、6 月 18 日以降、新たな感染者は発生してこなかったが、7 月 1 日、8 日にそれぞれ 1 人の感染者が確認された後、12 日以降はほぼ毎日のように新規感染者が確認され、新たに甲賀市や近江八幡市でもクラスターが発生するに至った。7 月 28 日現在の県内の感染者は 157 名を数えている。

湖南市においては、市民の感染予防努力により県内の市として唯一の感染者ゼロを続けてきたが、7 月 28 日に初めての感染者が確認され、市長から市民に対する感染予防に注意

を促すメッセージが発出された。

本市では、こうした状況を受け、対策本部の設置を継続するとともに、対応方針を逐次修正することで、新型コロナウイルス感染症から市民の生命と健康を守り、生活や経済への影響を最小限とすることに努める。

1 新型コロナウイルス対策の目的および基本的戦略

世界的にまん延し、多くの人々の生命や健康を脅かすとともに、世界経済全体に大きなマイナスの影響を与えている新型コロナウイルスが国内でもまん延し、滋賀県においても感染者が 150 名を超え、本市においても初の感染者が確認され、5月7日にレムデシベルが重症患者に対する治療薬として特例承認され、7月21日にはデキサメタゾンが国内2例目の新型コロナウイルス感染症の治療薬として認定されたとはいえ、ワクチンは未開発であり、今後感染者（患者）が増加し、その発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまう（医療崩壊）恐れがある。本市は、これらのことを念頭に置きながら、「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命および健康を保護する」と「市民生活および地域経済に及ぼす影響が最小限となるようにする」ことを主たる目的とし、国、県、他の市町、関係機関等と連携協力し、民間、市民の協力を得ながら適切な対策を講じる。

2 実施体制等

本市においては、新型コロナウイルスの動向を注視しつつ、1月22日と31日に健康福祉部を中心とした関係課による新型コロナウイルス感染症対策検討会議を、29日には全庁的な幹部職員が出席する新型コロナウイルス感染症対策会議を開催して情報共有と手順の確認を行うとともに、2月19日以降は市長を本部長とする湖南省新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置して警戒を厳にしてきた。

政府対策本部長（内閣総理大臣）により、法第32条第1項に基づき「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が行われたことから、4月16日、本市においても法第34条第1項に定める市町村対策本部として、市対策本部を設置した。また、滋賀県が緊急事態措置の区域に指定されたことから、本市も特定市町村とされた。さらに、5月14日、滋賀県が緊急事態措置の区域を解除されたことから、本市も特定市町村ではなくなり、市対策本部も法定本部から「湖南省新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づく本部に移行することとなった。市対策本部では、市内の新型コロナウイルス感染症対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

国等の対応措置や市の独自施策等を、市民や事業所等に対して迅速で実効あるものとして円滑に推進するため、新型コロナウイルス感染症対策総局を新設し、総合企画班、危機管理班、まん延防止・医療対策班、市民生活対策班、地域経済対策班、特別定額給付金対策班を設けた。

3 具体的な対策

(1) 事業者や住民への適切な方法による情報提供・共有

ア. 新型コロナウイルス感染症対策は国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の認識の下に、国、県の方針や民間事業者の動向に関する情報の収集を積極的に行うとともに、再び新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた時は、必要に応じて、法第36条第4項の規定に基づく滋賀県対策本部長（知事）等に対する情報提供、法第36条第5項の規定に基づく関係機関に対する報告・資料提出を求める。また、以下のような、市民に対する正確で分かりやすく、かつ状況の変化に即応した情報提供や呼びかけを行い、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応をお願いする。

〔「政府基本的対処方針」三（1）①関係〕

- ・市内における発生状況についての正確な情報提供。
- ・市民にわかりやすい疫学解析情報の提供（厚生労働省HPリンク等）。
- ・医療提供体制および検査体制に関するわかりやすい形での情報提供
- ・「三つの密」（密閉空間、密集場所、密接場面という三つの条件が重なる場をいう。）の回避や、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着に向けた周知。
- ・室内で「三つの密」を避ける。特に、日常生活及び職場において、人混みや近距離での会話、多数の者が集まり室内において大きな声を出すことや歌うこと、呼気が激しくなるような運動を行うことを努めて避けるよう促す。飲食店等においても「三つの密」のある場面を避けるように促す。
- ・「三つの密」がネガティブイメージを持つ場合には、「三つのカン」（換気、閑散、間接）のポジティブイメージを周知。
- ・感染予防を行う場合にあっては、熱中症の予防に留意することを周知。
- ・業種ごとに策定されている感染拡大予防ガイドライン等の実践。
- ・風邪症状など体調不良が見られる場合の休暇取得、学校の欠席、外出自粛等の呼びかけ。
- ・感染リスクを下げるため、医療機関を受診する時は、予め電話で相談することが望ましいことの呼びかけ。
- ・厚生労働省が作成する「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の考え方」をわかりやすく周知。
- ・感染者・濃厚接触者や、診療に携わった医療機関・医療関係者その他の対策に携わった方々に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないことの呼びかけ。
- ・従業員および学生の健康管理や感染対策の徹底についての周知。
- ・家族以外の多人数での会食を努めて避けること。

- ・今回の対策では、「ロックダウン」（都市封鎖）のような施策は政府として実施しないことを周知し、市民の落ち着いた対応（帰省や旅行など都道府県をまたいだ移動を慎重に行うことや、商店への殺到の回避および買い占めの防止）の呼びかけ。
- イ. 市民、在留外国人、障がい者など、情報が届きにくい人にも配慮し、患者等の人権にも注意しながら、理解しやすい内容で、適切かつできる限り迅速に情報提供を行う。誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信するなど、まん延防止と風評対策につなげる。〔「政府基本的対処方針」三（１）⑦関係〕
- ウ. 「政府基本的対処方針」三の（１）の⑧に基づき、政府との緊密な情報連携により、様々な手段により市民に対して地域の感染状況に応じたメッセージや注意喚起を行う。受取手に応じた情報提供のため、市タウンメール、市ホームページを含めた多様な媒体を用いる。
- エ. 情報の提供にあたっては、情報を集約して一元的に発信する体制を構築する。この際、患者等の人権に配慮する。
- オ. 「政府基本的対処方針」三の（１）の⑩に基づき、今般の新型コロナウイルス感染症に係る事態が行政文書の管理に関するガイドライン（平成 23 年 4 月 1 日内閣総理大臣決定）に基づく「歴史的緊急事態」と判断されたことを踏まえ、これに準じた対応に努める。

（２）予防・まん延防止対策

予防・まん延防止対策は、医療崩壊を防ぐために不可欠な対策であり、広く事業者や市民の協力が必要とされる。

ア. 滋賀県対策本部長（以下、「県対策本部長」という。）により、再度、感染の拡大傾向が認められる地域として必要に応じて外出自粛要請が行われ、または、催物（イベント等）や「三つの密」のある集まりについての自粛要請等が強く行われた場合、市内事業者等に対して周知を行う。〔「政府基本的対処方針」三（３）の１）の②〕関係〕

・市民に対し、個人の行動制限「滋賀らしい生活三方よし」（「家」でよし、「外」でよし、「社会（滋賀）」よし）を実践し、外出の際は感染防止対策を徹底すること。また、県をまたいだ移動については自粛を求めないものの、慎重に行うことを要請。

〔「政府基本的対処方針」三の（３）の１）②関係〕〔「滋賀プラン」関係〕

・特に、密閉空間、密集場所、密接場面という３つの条件が重なる場、いわゆる「三つの密」がより濃厚に重なる繁華街での接待を伴う飲食店等や感染防止対策が不十分な施設の利用について、自粛を要請。〔「政府基本的対処方針」三の（３）の１）②関係〕、〔「滋賀プラン」関係〕

・イベント等主催者に対し、収容率が 50%（施設により定員が定められている場合には、定められた定員）以下のイベント等については、①三つの密（密閉、密集、密接）の回避、②大声での発声、歌唱や声援、または近接した距離での会話等を原則

避け、実施する場合は、人と人との距離を十分に取り（2m以上が望ましい）、1人ずつ行う、対面にならない、飛沫が飛ばない工夫をする、事業者や施設のガイドライン等に従う、③マスクの着用、手洗いの実施、換気等の感染防止対策を行った上で、（吹奏楽、コーラス、バンド、カラオケ等は、7月10日以降）実施可能とする。

ただし、収容率が50%（定員がある場合は、その定員）を超える施設の利用やイベント等については、引き続き利用や開催の自粛を要請するとともに、市内を感染源とする感染者が発生した場合、または県内・市内で感染者が拡大した場合は、施設の利用を停止することがあることを周知する。

〔「滋賀プラン」関係〕

イ. 「政府基本的対処方針」三の（3）の8）④に基づき、県対策本部長による総合調整を受けた場合、クラスター対策の抜本強化への協力を検討する。

ウ. 文部科学省の「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」等を勘案して、市内全小中学校の臨時休業を4月11日から5月31日まで行ったが、6月1日からは感染防止措置を行い、学校を再開（授業の再開）した。6月1日からの学校再開については文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～2020.6.16Ver. 2」等を参考にした。市内小中学校は、スローガン（新型コロナウイルス感染症により制限される学校生活を3つの「あ」で「乗り越えよう！1集まらない***集まらない集まり方を工夫します！2焦らない***「休校が続いたから」と焦った指導をしません！3明るい笑顔***笑顔あふれる学校づくりを進めます！」）を掲げ、新しい学校生活の具体策について取り組むこととする。児童生徒の手指消毒や手洗いにはアレルギー等に配慮する。児童生徒のフェイスシールドの使用は推奨しない。「新しい生活様式」の中での熱中症予防に留意する。給食費については7月分まで徴収しない（夏休み中の授業が行われる8月分についても検討する）。政府のGIGAスクール構想に基づく各小中学校内LANの整備工事を進め、児童生徒1人1台端末を配布し、年度内にオンライン環境を整える。認定こども園1号認定の幼児については、6月8日以降は通常保育とする。〔「政府基本的対処方針」三（3）5）①関係〕〔『Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン』の改訂について〕令和2年4月7日付け2文科初第57号文部科学事務次官通知〕

エ. 市立保育園や認定こども園2号、3号認定の乳幼児については、通常通り保育を行う。〔「政府基本的対処方針」三の（3）の5）②関係〕

オ. 市役所においては、引き続き全職員がマスク着用での勤務を継続し、感染防止（執務室の換気、適宜の消毒等）に努める。市役所職員のうち、県外から通勤する職員については、テレワークへの移行を促進するとともに、体制が確立するまでは時差出勤などの措置を推奨する。また、引き続き不特定多数が出席する会議は原則中止または延期する。市役所職員が罹患したときには、「職員感染時等の対応基準」（令和2年3

月4日市対策本部決定)に基づき対処する。緊急事態宣言の区域を外れたため、5月15日以降の2交代制のシフト勤務を停止した。

カ. 市三役および市職員は、不特定多数者が集まる地域行事等への参加については、引き続き不参加とする。

キ. 滋賀県の要請に基づく他府県への移動の自粛要請については、社会的距離の重要性の周知とともに、市ホームページやタウンメール等を通じて、市民に対して実践するように促すものとする。〔「滋賀プラン」関係〕

ク. 市民等を対象として開催する事業・イベント等については、参加者を特定した収容率が50%（定員がある場合は、その定員）以下の事業・イベント等について、マスクの着用、手洗いの実施、「三つの密」の回避等、感染防止対策を行った上で実施可能とする。〔「滋賀プラン」関係〕

ケ. 委託業者等の市役所訪問等については、感染防止の観点から、市民への影響を最小限にするため、感染防止措置を依頼するとともに、状況により訪問を避け、郵便等による方法や、説明会の開催方法と時期（延期等）について、委託業者に依頼する。

コ. 社会福祉センター、石部老人福祉センター、石部軽運動場、市民学習交流センター、社会体育施設（体育館、グラウンド、テニスコート等）、野洲川親水公園、共同福祉施設、各まちづくりセンター、各コミュニティセンター、図書館、文化ホール、ふれあいの館等については、定員を定め、徹底した感染予防対策を行ったうえで段階的に業務を再開する。（定員については、一人あたり4㎡を基準に算定）

サ. 指定管理者事業に係る施設については、次のとおりとする。

- ・十二坊温泉ゆらら（プールを除く。）、HAT、石部田楽茶屋、心の街角サロン石部宿駅については、徹底した感染予防対策を行ったうえで段階的な業務の再開を要請する。（既に再開しているものを除く。）

- ・ここびあの市民産業交流促進施設に係る貸館業務は、定員を縮小するなど徹底した感染予防対策を行ったうえで、6月1日以降再開を要請した。

シ. 不特定多数者が集まる入札については、郵便等による執行を行う。

ス. 市内でクラスターや自宅待機者が発生した場合、必要に応じて買い物等の生活支援の実施を検討する。

（3）医療等

ア. 「政府基本的対処方針」三の（4）の①②に伴い、以下のように医療提供体制の確保について検討を行う。

- ・新型コロナウイルス感染症が疑われる軽症患者が自宅療養する場合、県対策本部長による家族内感染のリスクを下げるためのホテルなどの一時的な宿泊施設への滞在取組について協力すること。

- ・患者がさらに増加し帰国者・接触者外来での医療提供に支障をきたすおそれがある

場合、県対策本部長による帰国者・接触者相談センターの体制強化への協力のあり方について検討すること。

イ。「政府基本的対処方針」三の（４）の③④⑤に伴い、公立甲賀病院組合を構成する甲賀市と協議し、または本市単独で、以下のように医療提供体制の確保を進める。

- ・新型コロナウイルス感染症の患者を集約して優先的に受け入れる医療機関の指定について県対策本部長より要請があった場合、公立甲賀病院の一般病床の活用も検討すること。

- ・地方独立行政法人公立甲賀病院における医療従事者、医薬機器・物資・感染防御に必要な資材等の迅速な確保を支援すること。

- ・地方独立行政法人公立甲賀病院がBCPも踏まえ、必要に応じ、医師の判断により延期が可能と考えられる予定手術や予定入院の延期を行うことにより、中期計画の目標達成に困難が生じる見込みがある場合、中期計画の変更につき柔軟に対応することを検討すること。

- ・法第48条に基づき、県対策本部長が臨時の医療施設を開設する場合、必要な支援を行うこと。

- ・地方独立行政法人公立甲賀病院におけるPCRセンターおよび発熱外来の設置について、県、甲賀市および甲賀湖南医師会と協議すること。

- ・湖南市国保直営診療施設（4診療所）による地域医療の確保を行うこと。また、感染拡大状況に応じて、感染症指定医療機関に相談や外来診療の負荷がかからないよう、医師会等と協議のうえ、発熱外来の設置を検討する。

ウ。「政府基本的対処方針」三の（４）の⑥に伴い、公立甲賀病院、市内医療機関および高齢者施設等における施設内感染を徹底的に防止する措置の周知徹底と、措置が適切に行われているかについての定期的な確認を行う。

- ・公立甲賀病院、市内医療機関および高齢者施設等の設置者に対して、従事者等が感染源とならないよう、「三つの密」が同時に重なる場を徹底して避けるとともに、症状がなくても患者や利用者とは接する際にはマスクを着用する、手洗い・手指消毒の徹底、パソコンやエレベーターのボタンなど複数の従事者が共有するものは定期的に消毒する、食堂や詰め所でマスクをはずして飲食をする場合、他の従事者と一定の距離を保つ、日々の体調を把握して少しでも調子が悪ければ自宅待機するなどの対策に万全を期すこと。

- ・医療機関及び高齢者施設等に対して、面会者からの感染を防ぐため、面会は緊急の場合を除き一時中止すべきこと。

- ・さらに、患者、利用者からの感染を防ぐため、感染が流行している地域においては、施設での通所サービスなどの一時利用を中止または制限する、入院患者、利用者の外出、外泊を制限する等の対応を検討すべきであること。

- ・医療機関及び高齢者施設等に対して、入院患者、利用者等について、新型コロナ

ウイルス感染症を疑った場合は、早急に個室隔離し、保健所の指導の下、感染対策を実施し、標準予防策、接触予防策、飛沫感染予防策を実施すること。

エ. 「政府基本的対処方針」三の(4)の⑧に伴い、適切な医療提供・感染管理の観点で、次の事項に取り組む。

- ・公立甲賀病院組合を構成する甲賀市と連携し、地方独立行政法人公立甲賀病院において、外国人が医療を適切に受けることができるよう、医療通訳の整備などを、引き続き、強化すること。

- ・保健センターでは、法令に基づく健康診断および予防接種については、適切な感染対策の下で実施されるよう、時期や時間等に配慮すること。

オ. 甲賀広域行政組合を構成する甲賀市と連携し、甲賀広域消防本部で行う救急搬送につき、職員の感染防止に努める。

(4) 市民生活の安定

1) 多重災害時の対応

大規模地震や風水害等、多重災害発生時の避難場所の施設利用については、感染防止対策、特に「三つの密」の回避等の対策を実施する。5月28日に出水期を前にした災害対策本部の初動対応訓練を行うとともに、6月14日には、市役所職員と地域の役員を対象として、ダンボール製造事業所の協力を得て、新型インフルエンザ等感染症脅威下における避難所運営訓練を実施した。その結果について、避難所運営マニュアル等に反映するほか、市役所職員や地域に周知し、感染症脅威下における多重災害時への対応に万全を期すものとする。

2) 生活相談窓口の充実

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、生活が急変し、困窮する市民の相談にワンストップで対応するため、新型コロナウイルス感染症対策総局の市民生活対策班を拡充し、生活相談窓口を充実するとともに、市民にわかりやすく明示、周知を行う。市役所内での応援体制の確立や会計年度任用職員の採用、チャンスワークこなん、湖南市社会福祉協議会などとの連携体制を整備する。オンライン生活相談の体制整備についても検討を行う。

3) 特別定額給付金

「新型インフルエンザ等対策特別措置法の緊急事態宣言の下、生活の維持に必要な場合を除き、外出を自粛し、人と人との接触を最大限削減する必要があり、医療現場をはじめとして全国各地のあらゆる現場で取り組んでおられる方々への敬意と感謝の気持ちを持ち、人々が連帯して一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服しなければならない」ため、感染症拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行う「特別定額給付金」については、全国民に対して一律に1人10万円を支給することとされたことから、4月30日の国会における政府補正予算の成立、5月1日の議会臨時会における補正予算の審議決定を受け、4月27日に

設置した総務部特別定額給付金室により、システム改修や印刷・郵送等について速やかに事務を行ってきた。オンライン申請については5月2日から受付を、5月7日から支給をそれぞれ開始したが、一定の目的を達成したことから、5月25日午前0時に受付を終了した。郵送申請については申請書を5月7日から給付対象世帯主に対して発送し、支給を5月15日から開始し、7月28日現在、98.1%申請済み。なお、申請受付は8月6日（消印有効）となる。引き続き市民に対する1日も早い支給につなげる。なお、配偶者からの暴力を理由に避難し、配偶者と生計を別にしている事例その他個別に配慮を要する事例については、関係各機関と十分な連携を行いながら取り組むものとする。〔「政府緊急経済対策」第2章Ⅱ. 4関係〕

4) 湖南省子ども未来助成金

国の特別定額給付金の基準日を過ぎて出生し、同給付金の対象とならない新生児を持つ子育て家庭を支援するために、湖南省子ども未来助成金を創設する。令和2年4月27日時点で湖南省に住民登録しており、申請日まで引き続き湖南省に住所を有している保護者で、令和2年4月28日から12月31日までに出生し、湖南省に住民登録した新生児を監護している保護者に対して、児1人あたり10万円を支給する。

5) 未就学児生活支援助成金

新型コロナウイルス感染症のため、自宅での生活を余儀なくされた未就学児を養育する世帯の生活を支援するために、湖南省未就学児生活支援助成金を創設する。令和2年4月30日時点で湖南省に住所があり、支給時点まで引き続き住所を有している保護者で、平成26年4月2日から令和2年4月1日までに生まれ、令和2年4月30日時点で湖南省に住所がある児を養育している保護者に対して、児1人あたり1万円を支給する。

6) 子育て世帯への臨時特別給付金

子育て世帯に関して、児童手当（本則給付）を受給する世帯に対し、その対象児童一人あたり1万円を上乗せする臨時特別の給付金を支給することとされていることから、6月9日（火）に支払いを行った。〔「政府緊急経済対策」第2章Ⅱ. 4関係〕

7) ひとり親世帯への臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けたひとり親世帯を支援するために、臨時特別給付金を支給する。支給額は1世帯5万円で、第2子以降は1人につき3万円を加算し、追加給付がある対象者のうち新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している家庭には1世帯5万円を追加する。

8) 妊産婦への支援

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、里帰り出産が困難となったことにより、生活面等に不安を抱える妊産婦に対し、産後の育児等支援サービスを提供する。

9) 生活困窮者への支援

低所得者世帯の動向について、湖南省民生委員・児童委員連絡協議会や湖南省社会

福祉協議会等と連携して個別具体的に確認を行い、生活が困窮し支援を必要としている世帯に対しては、緊急小口資金・総合支援貸付、善意銀行などの制度的利用を促すとともに、チャンスワークこなんを通じて就職あっ旋を行う。

10) 税等の徴収猶予

- ア. 国の要請を受けて、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い財産に相当の損失を受けた納税者等、売上げの急減により納税資力が著しく低下している納税者等への徴収の猶予等について検討を行う。〔「政府緊急措置」(4) 関係〕〔「政府緊急経済対策」第2章Ⅱ. 5 関係〕
- イ. 国の要請を受けて、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う影響を考慮し、国民健康保険、後期高齢者医療制度および介護保険の保険料(税)の徴収の減免や猶予等を行う。〔「政府緊急経済対策」第2章Ⅱ. 4 関係〕
- ウ. 国の要請を受けて、公共料金(上水道・下水道)の支払が困難な事情がある者に対しては、その置かれた状況に配慮し、支払の猶予等について検討を行う。〔「政府緊急措置」(2) 関係〕

11) 住居確保給付金

就労能力及び就労意欲のある人のうち、住居を喪失している人、または休業等に伴う収入の減少により、住居を喪失するおそれのある人を対象として家賃(単身世帯の上限 35,000 円)を支給するとともに、住民生活相談室(電話: 71-2370)とチャンスワークこなんによる就労支援等を実施し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行う。〔「政府緊急経済対策」第2章Ⅱ. 4 関係〕

12) 窓口業務

- ア. 感染防止措置(定期的な執務室の換気、待合いにおける社会的距離の確保や窓口での飛沫感染防止用パーテーションの設置、マスク着用や消毒液配置、啓発看板の設置等)を行った上で、通常通りとする。
- イ. 感染状況により対応職員の制限や受付場所の設定を検討する。
- ウ. 東庁舎と西庁舎の運用のあり方についても検討する。

13) 市内循環バス(めぐるくん)

滋賀バスが運行する市内循環バス(めぐるくん)については、6月1日以降通常運行とし、車内の定期的な消毒と換気を行うとともに、運転手と乗客の間に仕切りを設置する。県立学校等の休業措置に伴う通学定期券の払戻し措置は継続する。

また、高齢者に対するフレイル対策を主眼とし、一部路線における運行形態の見直しによる利便性の向上や利用運賃の一部無料化等について検討する。

14) 市立保育園等

保育園、認定こども園(2号、3号認定の乳幼児)、学童保育所における保育は、感染防止措置を行ったうえで、通常通りとする。

15) 子ども家庭総合センター等

- ア. 子育て支援センター、児童館は、6月1日より通常通りとする。
- イ. 子ども家庭総合センターは、通常通りとする。

16) 地域の通いの場等

- ア. 地域の通いの場等については、高齢者や基礎疾患のある人を始めさまざまな人が集まることから、感染リスクについて十分に考慮し最大限の感染予防対策を講じて行うこととする。
- イ. 高齢者に対するフレイル対策を適切に講じる。高齢者に対する見守りや配食のあり方について検討を行う。

17) 国民健康保険

- ア. 国民健康保険の被保険者等への傷病手当金の支給
給与等の支払いを受けている国民健康保険の被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染したことにより、または感染が疑われる症状を発症したことにより労務に服することができず、給与等が受けられなかった場合に、傷病手当金を支給する。また、後期高齢者医療の被保険者について、後期高齢者医療広域連合から同様の傷病手当金が支給されるため、市が申請書の提出の受付を行う。〔「政府緊急経済対策」第2章Ⅱ. 4関係〕
- イ. 国の国民健康保険税の減免
新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入等が一定程度の減少が見込まれる世帯に、国民健康保険税を全額または減免割合に応じ一部免除する。〔「政府緊急経済対策」第2章Ⅱ. 4関係〕
- ウ. 市の国民健康保険税の減免
新型コロナウイルス感染症の影響で社会情勢や経済状況が悪化している中、市民生活の経済的困窮に対する市の支援策として、国民健康保険税6月分・7月分（2/12か月相当額）を減免とする。

18) 各種健（検）診等

保健センターでは、法令に基づく各種集団検診については延期し、秋日程より再開する。乳幼児健診については適切な感染対策の下、実施する。予防接種においては適切な感染対策の下、医療機関で実施する（再掲）。実施に際しては、市民に対して適切なアナウンスによる周知を行う。

19) 市営住宅への入居

解雇・雇用止めにより住居の退去を余儀なくされた者に対し、入居の受け入れを行う。

20) 浄苑

- ア. 浄苑の運用は通常通りとする。
- イ. 参列者の「三つの密」を回避し、換気を徹底する。

21) 外国人への生活支援

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、変更された在留資格の取扱いについて市内外国人に周知するとともに、三密対策をはじめとした感染防止意識の徹底を行う。やさしい日本語や短い母国語のように外国人に対するわかりやすい情報の伝え方に留意するとともに、支援を必要とする外国人市民については、湖南省国際協会と連携して、必要な支援が届くようにオンラインなどによる相談の通訳支援を行う。とりわけ、母国において被害の大きいブラジル共和国連邦については、大使館・総領事館等との連携により心理的ケアに努めるものとする。

22) 水道の安定供給

水道事業者である本市は、緊急事態宣言時において水を安定的かつ適切に供給するための必要な措置を講ずる。

また、新型コロナウイルス感染症が市民生活と経済活動に多大な影響をもたらしていることから、その対策として6月の検針から9月の検針までの4ヶ月間、一般家庭の水道料金を無料とする。

23) 下水道の運営

新型コロナウイルスまん延下において、公衆衛生上重要な役割を持つ公共下水道の運営を適切に行う。

また、新型コロナウイルス感染症が市民生活と経済活動に多大な影響をもたらしていることから、その対策として6月の検針から9月の検針までの4ヶ月間、下水道使用料の基本料金を無料とする。

(5) 経済・雇用対策

1) 経済対策

ア. 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、今後急速な業績悪化が予想される企業・事業所の相談にワンストップで対応するため、新型コロナウイルス感染症対策総局の地域経済対策班を拡充し、国、県の支援制度の整理や情報提供（ホームページ、メールマガジン等）、相談支援窓口の充実、外国人労働者雇用支援などに取り組む。市役所内での応援体制の確立や会計年度任用職員の採用、滋賀県商工観光労働部、出入国在留管理庁大阪出入国在留管理局大津出張所、湖南省工業会、湖南工業団地協会、湖南省国際協会などとの協力体制を整備する。

イ. 議会全会派による要望を受け、個人事業者等の経営基盤の安定を図り、ポスト新型コロナウイルス社会において分断されていた地域経済をリスタートできるように事業者を応援し、事業者と消費者のニーズである支え合いを図り、地域内経済の循環と活性化を目指し、市内全事業者に対して一律10万円（飲食業・観光業においては15万円）の臨時給付金による支援を行う。〔令和2年5月12日「新型コロナウイルス感染症対策として市内企業への支援策を求める要望書」〕

ウ. 市内事業者の経済活動再開を支援するため、市ホームページの広告欄の利用を無料

- 提供する。
- エ. 新型コロナウイルス感染症の影響が緩和されてきたことから、地域経済を円滑に循環させるため、事業者に対する入札による事業発注をできる限り遅滞なく行う。
 - オ. 新型コロナウイルス感染症の影響下においても旺盛な設備投資意欲を持つ事業者を支援するための助成制度について検討する。
 - カ. 飲食店等にチケット代金の先払いによる支援を行う「こにゃんエール」や新型コロナウイルス対策を施した店舗などに対する優良事業所認定など、アフターコロナウイルス社会に向けての民間の活動への支援を行う。
 - キ. 市独自の対策として、令和元年度末までに申込んだ市内の中小事業者に対する信用保証料の助成ならびにセーフティネット保証により金融機関から融資を受けた事業者に対する3年間の利子補給を行う。
 - ク. 経営に悪影響が生じている市内の中小企業から県信用保証協会によるセーフティネット保証4号・5号等の認定申請を受けたとき、迅速に認定処理を行い、保証付き融資の円滑化を行う。その他国や県の支援策の利用促進について積極的に周知および支援を行う。〔「政府緊急対応策第1弾」2.（4）関係〕〔「政府緊急対応策第2弾」2.（3）関係〕
 - ケ. 中小・小規模事業者等に対する新たな給付金である「持続化給付金」等の新たな支援策についての周知に努め、必要とされる事業者の利用を促す。〔「政府緊急経済対策」第2章Ⅱ. 3関係〕
 - コ. 昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、2月以降、売上が減少（前年同月比▲20%以上）したすべての事業者について、法人税や消費税、固定資産税など、基本的にすべての税を対象に、無担保かつ延滞税なしで納税を猶予する。〔「政府緊急経済対策」第2章Ⅱ. 5関係〕
 - サ. 中小企業・小規模事業者の税負担を軽減するため、事業者の保有する設備や建物等の令和3年度の固定資産税を、収入の減少幅に応じ、ゼロまたは1/2に軽減する。〔「政府緊急経済対策」第2章Ⅱ. 5関係〕
 - シ. 中小企業・小規模事業者が新たに投資した設備について投資後3年間固定資産税が免除される特例の適用対象に、事業用家屋と構築物（門や塀、看板（広告塔）や受変電設備など）を追加する。あわせて、令和3年3月末までとなっている適用期限を2年間延長する。〔「政府緊急経済対策」第2章Ⅱ. 5関係〕
 - ス. 新型コロナウイルス感染症の影響で、地域経済が疲弊するなかにおいても、積極的に設備投資を行う中小事業者に対する支援のための補助金を創設する。
 - セ. 新型コロナウイルス感染症の流行収束後の一定期間に限定して、官民一体型の消費喚起キャンペーンとして実施される政府の「G o T oキャンペーン事業」に呼応して、市民に対する市内事業者を利用した観光需要の喚起について検討するとともに、市内小中学校の修学旅行で活用するように努める。〔「政府緊急経済対策」第2章Ⅲ.

1 関係]

また、滋賀県の大型観光キャンペーン「戦国ワンダーランド滋賀・びわ湖」との連携についての整理も行いながら、湖南市観光協会と連携し、心を動かす観光発信の工夫について検討を行う。

ソ. 新型コロナウイルス感染症の影響については、業種業態によりその時期に差異が生じることから、後年度の影響にも留意するものとする。

2) 雇用対策

ア. 雇用調整助成金の特例措置による申請や外国人労働者、事業主、非正規雇用労働者、就職支援または住居・生活支援を必要とする求職者等に関する相談について、窓口として公共職業安定所（ハローワーク）を紹介する等の国の支援を行う。とりわけ、申請事務に困難を生じている雇用調整助成金については、湖南市商工会に委託して社会保険労務士による申請事務についての相談会を開催するなどし、雇用主による雇用が円滑に継続されるための雇用支援を行う。〔「政府緊急経済対策」第2章Ⅱ. 1 関係]

イ. 今後の経済情勢の推移により、増えることが予想される職を失ったもの等に対しては、新型コロナウイルス感染症対策総局の地域経済対策班を拡充し、職業紹介・あつ旋による就労支援を通じた生活支援を行う。市役所内での応援体制の確立や会計年度任用職員の採用、チャンスワークこなんや滋賀労働局との連携、滋賀県商工観光労働部、湖南市工業会、湖南工業団地協会、湖南市国際協会などとの協力体制を整備する。〔各種団体意見交換会より〕

ウ. 新型コロナウイルス感染症尾影響を受け、離職し、または廃業した人を継続して6ヵ月以上雇用した事業主に対する助成金を創設する。

(6) その他重要な留意事項

1) 人権への配慮等

ア. 市内の新型コロナウイルス感染者や新型コロナウイルス感染症対策に従事する医療関係者が風評被害を受けないよう、市民への普及啓発等、必要な取組を実施する。〔「政府基本的対処方針」三(6)1)④関係]

イ. 「政府基本的対処方針」三の(6)の1)の⑥に伴い、外出を自粛する方々の心のケアや自宅でのDVや虐待の発生防止に取り組むとともに、在宅の一人暮らしの高齢者や障がい者などの要援護者に対して、見守り(家庭訪問)等を行う。高齢者に対しては、配食のあり方についても検討を行う。(再掲)

2) 物資・資材等の供給

マスク、個人防護具や消毒薬等を政府が確保し、依頼があった場合、必要な医療機関や介護施設等に優先配布する支援を行うとともに、それでも不足する関係機関からのマスク等の提供依頼に基づき、在庫数を勘案しながら必要な貸与を行う。また、

市民から寄付のあったマスクについて妊婦に配布するほか、小中学校においては、政府が買い上げた布製マスクについて、児童生徒および教職員に1人あたり2枚ずつ配布する。〔「政府基本的対処方針」三（6）2）①関係〕〔「政府緊急経済対策」第2章Ⅰ．1関係〕〔「学校に対する布製マスクの配布について」令和2年4月10日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡〕

3) 関係機関との連携の推進

- ア. 対策の推進に当たって必要な意見を政府対策本部長ならびに県対策本部長に伝えながら進める。〔「政府基本的対処方針」三（6）3）②関係〕
- イ. 本基本的対応方針の実施に当たっては、健康福祉担当部局のみならず、危機管理担当部局等も含め、すべての部局が協力して対策にあたる。〔「政府基本的対処方針」三（6）3）③関係〕

4) 社会機能の維持

- ア. 職員の感染を防ぐよう万全を尽くすとともに、万が一職員において感染者または濃厚接触者が確認された場合にも、職務が遅滞なく行えるように対策を予め講じる（再掲：「職員感染時等の対応基準」令和2年3月4日市対策本部決定参照）。特にテレビ会議およびテレワークの活用に努める。〔「政府基本的対処方針」三（6）4）①関係〕
- イ. こなんウルトラパワー株式会社による電力供給、湖南市上下水道事業所による上下水道提供、滋賀バスによるコミュニティバス路線の維持（再掲）等を通して、市民生活および市内経済への影響が最小となるよう公益的事業を継続する。〔「政府基本的対処方針」三（6）4）②関係〕

5) 財政的措置

- ア. リーマン・ショック時の税収減の状況を勘案し、令和元年度末で実施設計を終えた庁舎整備事業についてはいったん立ち止まり、その着工時期については、財政状況の好転を見極めたうえで決定する。〔令和2年6月5日湖南市議会市長あいさつ〕
- イ. リーマン・ショックを超える影響が見込まれることから、かなりの規模での税収減が想定される。今回の新型コロナウイルス感染症が世界経済に与える影響の大きさを勘案し、リーマン・ショック時を参考にして、本市が被る財政上のインパクトについて試算を行う。
- ウ. 令和2年4月7日および20日に閣議決定された「政府緊急経済対策」に盛り込まれた諸施策について、関係部局において精査を行うとともに、本市として活用できる財源を洗い出し、早急に施策としての組み立てを行う。とりわけ、新たに創設された「新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金」の活用については、経済対策の原資とするとともに、税収減により対応が難しくなる事業を継続することで市民生活の安定や市内経済への貢献を行うことを目的に、可能な限り活用でき

るように工夫を行う。〔「政府緊急経済対策」第2章Ⅲ. 2 関係〕

エ. 緊急に必要とされる経費については、令和2年度一般会計予算から予備費を充当する。

オ. 「政府緊急経済対策」等に伴う経費等については、補正予算を編成し、議会を招集する暇がないときは長による専決処分により、議会を招集する暇がある場合は臨時会もしくは定例会において審議、決定を受ける。

6) 状況の推移に伴う対応

本市で新型コロナウイルス感染者の拡大が確認されたとき、その他必要に応じて、この基本的対応方針を見直すとともに、国の「緊急経済対策」等の内容を注視し、交付金を活用しながら、機動的かつ効果的に対応を行うものとする。

また、更なる感染の拡大に備え、マスク、アルコール、プラスチックグローブ、防護服等の確保を行うとともに、障がい者の相談事業所や高齢者の介護事業所等の体制確保に留意する。